

令和 6 年 5 月 1 6 日
防衛装備庁岐阜試験場

オープンカウンター方式による見積提出依頼について

- ・ 会計法（昭和 2 2 年法律第 3 5 号）第 2 9 条の 3 第 5 項に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせを前提とした見積提出依頼です。
- ・ 期日までに提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約相手方として決定します。
- ・ 参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、ご参加ください。

（留意事項）

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等について

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号。以下「予決令」という。）第 7 0 条の規定に準じて、これに該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 7 1 条の規定に準じて、これに該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省又は防衛装備庁と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか案件ごとに参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。
なお、設定がない場合は「なし」と記載します。

2 提出書類について

- (1) 提出書類は、オープンカウンター要件名リストによるものとします。
- (2) 見積書の様式は、別紙様式第 1 を用いてください。

- (3) 書類の提出にあたっては、持参、郵送若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便又は電子メールにより提出をお願いします。
- (4) 前号において、見積書提出期限までに到達しなかった見積書は無効とします。
- (5) 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めないものとします。
- (6) 有効な防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を保持している場合は、提出をお願いします。ただし、同一年度に別の見積合わせに参加した際に、既に提出している場合は再度の提出は不要とします。
- (7) 見積書の提出先
防衛装備庁岐阜試験場業務班
〒504-0000 岐阜県各務原市那加官有地
代表058-382-1101（内線5512又は5513）
※ なお、見積書を郵送等される場合には、封筒の表に「〇〇のオープンカウンター見積書在中」と朱書きしてください。

3 無効な見積書について

次の各号に該当する見積書は無効とします。

- (1) 参加資格要件を有しない者が提出した見積書
- (2) 件名、金額、見積者（法人又は団体の場合は代表者と担当者）の記名等の記載を必要とする事項を欠く見積書
- (3) 金額を訂正した見積書
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (5) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書
- (6) 同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積書
- (7) 記載する見積書提出期限までに提出されなかった見積書
- (8) 仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書
- (9) 前各号に掲げるほか、分任支出負担行為担当官の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していない見積書

4 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示された事業者を契約相手方とします。

見積書は、各案件において特段の指示のない場合、当該案件の履行に要す

る一切の費用を含んだ総価（消費税抜き）を記載してください。

したがって、契約金額は、見積書に記載されている金額に消費税を加えた金額となります。

5 見積合わせ結果について

契約の相手方と決定した事業者には岐阜試験場業務班から連絡します。

見積提出者は、見積提出期日後、上記2の(7)に問い合わせ頂ければ、決定事業者と契約金額についてお伝えします。

6 契約書等作成の要否について

会計法令等の規則に基づき、契約金額に応じて指定の契約書又は請書を作成して頂きます。（契約金額によっては作成を省略する場合があります。）

7 その他

- (1) 見積書、契約書又は請書の作成及び提出等に係る費用は、すべて見積合わせに参加する者の負担となります。
- (2) 分任支出負担行為担当官は契約の相手方を決定するために、見積合わせ参加者に対して追加資料の提出を求めることができますものとします。
- (3) 上記5において、契約の相手方となるべき同価の見積書をもって申込みをした者が二人以上あるときは、予決令第83条の規定に準じて、くじ引きにより契約の相手方を決定するものとします。
- (4) 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき、又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (5) 同等品による見積書の提出を希望する者は、見積書提出前に、同等品確認書（別紙様式第2）を提出するものとします。なお、同等品確認書を作成するにあたっては、事前に上記2の(7)に連絡するものとします。
- (6) 同等品の申請は、対象案件を公表した日から起算して5日目（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）を基準とし、公募時において定めた期限までに提出をお願いします。
- (7) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (8) 分任支出負担行為担当官の都合により、見積合わせを取止めることができるものとします。

8 適用の日

本依頼は、令和6年5月17日以降を掲載日とするオープンカウンター方式による見積提出依頼から適用します。